

におきましては、名義人と実際所得を得ている人が異なっていることのはつきりしている場合におきましては、実際所得を得ている人に課税する、こういう建前で、所得税の解釈なり執行を

〔私語する者多し〕

○千葉委員長 静肅に願います。

それをそのまま明文化した。それじゃ一体何で明文化する必要があるかというふうに、第二段で御質問になつたと思いますが、われ／＼は、所得税法を全体的に見て参りますと、当然そういう結論であるべきじゃないかというように思ひ、大体それで、世間の方も御

ろはつきりして来く方がよからうというように考えられますので、この条文を挿入しようとするわけでありませう。

○春日委員 その事業から上る収益を、

あるいは名義人でなくして、他に実質
取得者があるか、このことの画然たる
判定はなか／＼困難ではなかつたかと
思うのであります。従いまして、従来
の徴税の方式は、実際的には今お説の

ようにはつきりわかつておるものではない。たゞ、品質課税を行つて来た。しかしはつきりわからないものについてはどういふふうに扱つて来られたか、この点をお伺ひたい。

○逓迎政府委員　はつきりわかつておるものは、品質課税をやつて参ります。

た。はつきりわからないもの、これはいろ／＼程度の問題と思いますが、できるだけ実質課税の原則に沿うような意味において扱つて来た、このようにお答え申していいのではないかと思います。

○春日委員　たとえば、名義人とか仮装収益者というようなものがいろ／＼あろうと思いますが、それは、忽然として発生した仮装名義人というものではないと私は思います。

〔私語する者多し〕

○千葉委員長 静肅に願います。

○春日委員　これは日本の置かれておる産業経済、また社会構造によつて、事業を経営する過程において女房を名義人にしてみたり、自分の兄弟分などに持分を持たせてみたり、また金を出さなくても、名前を出してその面を応援しようとか、こういう面が現在の中

て、非常に複雑な様相を呈しておる。こういうものが、現在相當な數に上つておるのではないかと思います。従つて、こういう企業者の個々の実態に対して、画然とこれを區別しおわすという

ことは非常に困難ではなかつたか。た
 とえば税務署の諸君が査定にいらつし
 やるが、その収益が名義上の所得者の
 ものとして記録されておつたとして
 も、これは本物であるか、あるいは名
 義人であるかということを一々せんさ

は、現実には相当の時間を要したり、調査のためには相当の人数もかかるのであります。さらにまた、それを判断するためには、その家庭の事情、友人間の交遊の範囲、あるいは出資金の

によつて、本人の異議の申立てなどいろいろを調査し、採受の実際、こういうものを調査し、本人の異議の申立てなどいろいろを調査し、採受の実際、こういうものを調査し、

取扱つた後でなければ、実質利益者がだれであるかといふことを最終的に決定することは私は困難ではなかつたかと思ふ。従いまして、従来は今お説のように、実質取得者と、それから、あ

まりはつきりわからないものは、多少の疑義があるかもしれないが、とりあえずその名義人に課税して行く、すなわち名義課税と実質課税とは、二本建て行われて参つたのが今までの徴税行

の実際の姿ではなか

くのごとく考えておるのであります。

また實際現地における事実をいふ／＼見比べあわせて、それがほんとうの實際の姿である、實質課税と仮定課税とが両建で行われて来て、それは、現在持つてゐる徴税能力をもつてしてはその程度しかできないから、実情に即した処置として、今までそれがさういうぐ

●渡辺政府委員 徴税の方針としまして、片方に実質の所得者がいることがあいに取扱われて来たとは私は考えておるのでありますが、実際はどのようなふうに取り扱われて来たのであるか、この点についてお伺いしたい。

わかつているとき、名義人に課税した、こういう考え方の事例は、私はな
いと思つております。片方に実質的な
所得者がはつきりしておりますとき、
片方に名義人がある、こういう場合
に、その名義人に対して課税して、実

質的に所得を得ている人に課税しない。これはもしあつたら間違ひで、あとで直つてゐるはずであります。方針として全体を貫いてゐるものは、実質的な課税の主義である、かように考えております。ただ具体的場合となつて参

たしてそれが実質的な所得者で、だれが形式的な所得者か、名義人であるか、あるいは名義人である人は、はたしてほんとうの意味で実質的な所得者であるか、これは疑えば切りのない問題がいろ／＼ございます。その場合につ

きまして、あるいはお説のように、調査の点におきましてある程度不行届きのゆえんといえますか、そういうことのゆえに、事実をもつと裏に人がいました、それを税務署の方はようつかみ

ないで、名義人を実行

して課税した、こういうことは、全然

絶無だとは私も言い切るだけの自信は
ありませんが、私が言い得ますこと
は、片方に実質的な所得者がある、片
方に名義人がある、こういうことがは
つきりしておる場合には、当然実質的
な所得者に課税して行く、こういう方
針でやつて来たと思います。

○春日委員 私の質問をいたしてありますのは、そういう御答弁を求めておるのではなくして、これでありませう。すなわち、収益の実質取得者と名義人との画然たる判定をすることが非常に困難ではないか、現在の日本の家族制

度や交友のいろいろの相互援助の形態が、名義を貸し合つたり、その他信用供与というような、いわゆる社会的な応援を含めての名義の供与とか、あるいは自分の細君をその経営当事者にせしめたり、いろいろそういう問題がある

ろうと思うのであります。それでそういうような現実の上に臨んで、これがほんとうの現実の利益の収得者であるか、あるいはこれが仮装の名義人であるか、このことを法律で立法すれば、その通り行わなければならない。とこ

ところが今までは法律はなかつた。なかつたから、原則としては実質課税でなければならぬ。これは申し上げるまでもないが、しかしながら、現在政府の持つておるところの徴税能力、これをよくしては、法律となれば、少くとも一つも間違ひがあつてはならぬので

あるが、そういう間違ひのないようか
徴税を行うということは、政府が持つ
ておる徴税能力では、これをはつきり
と執行することができないから、格別
の立法を行うことなくして、実質取得

がわかつておれば当

るが、そうでない、たとえば百パーセ

ント名義人であるということがわかつておるならば、問題はございませんが、五十パーセント疑義があるとか、七十パーセント疑義があるとか、そういうような場合は、その疑義をせんさくすることなく、とりあえず税金を納めればいいじゃないか、こういうこと

で、その名義人であるとおぼしきパーセ
ンテージを相当含有しておるところの
その当事者に対して、課税を行つて来
ている。このことは疑いのない現実で
あります。すなわち現在行われておる
そういう課税対象というものが、これ

を言ってみるならば、実質課税と名義課税と二本建で行われて来ておつた。私はそういうふうに認識をいたしておりますし、現実もそこに行われておると思う。もしそうでないとおつしやるならば、そういう実証を私は幾多申

し上げることができると思います。これに對してどういうふうにお考えになつておるか、もう一点御答弁を願ひたいと思います。

渡辺政府委員　実質的な収益の享受をする人と名義人との間の見わけに相

困窮難な場合がある、これは、私も現
在、衣衣において御説の通りだと思つており
ます。しかし徴税の方針といひます
か、主義といひますか、所得税法を貫
つてゐる原則的な考え方として、
やはりこれは、実質的な収益の享受者

うな思想は十分貫かれていたと思ひますし、現在でも貫かれていと思ひつておられます。従ひまして、現実の問題にぶつかりまして、はたして、これが単なる名義人なりや、実質受益者なりや、これはいふん苦勞のあるところであり、問題のあるところと思ひます。しかし突き詰めて、たとへば審査になり訴訟になつて来た場合において、それが単なる名義人であるということがはつきりすれば、税務としては当然取消すべきものであり、あるいは判決で負けても当然のものです。同時に、片方に実質的な所得者があれば、それに課税する、あるいは判決においても、これは裁判所の問題ですからどうなるか、私が結論を言うのはおかしと思ひますが、われ／＼の考えるところは、実質的な収益の享受者であるということが立証できれば、おそらくそれに對する課税は正當なものだとして判決を下されるものではないだらうか、われ／＼はかように考へております。

○春日委員 私はこの問題は非常に重大な内容を持つておると思ひつてあります。ただいま渡辺局長がおつしやつたように、これが実質利益取得者であるか、あるいは利益を受けぬ名義人であるか、このことを判然と區別することとは困難であつた、また困難であるといふことをみずから申されておる。また實際をどうです。そこでこの第三條の二ができましたと、今度は実質課税で行かなければならぬ、こういうことになると思ひつてあります。もし実質課税をしないで、仮装名義人がありながら、そのせんさくを行わないで、実質課税でないところの名義人課税の要素

を含んだ、あいまいなものを少しでも残して執行するといふことになりまして、これは法律の違反になります。たとへばそういうものをつくつた人は、罰則によつて処罰されなければならぬ。同時に税務官吏も、名義人に課税をするといふことは、所得税法違反になりまして、これはまた同時に罰則の適用を考えられなければならぬといひましょう。法律に規定した以外の税の査定を行うといふことは、これは國が定めた法律に違反をして税の査定を行つたといふことになる。そうすれば、脱税者に対しての処断が行われると同時に、納税者に対してそういうことをやつた税務官吏に対して、相當の行政処分が行われなければならぬと思ひます。そういうことになつて来れば、税務署長の首なんといふものは、一週間置きにつなぎかねなければ、これはとても法律に違反しないので査定することができない、こういうような結果になりはしないかと私は考へるのであります。私がただいま申し上げるのは、日本の經濟機構やあるいは事業構造の内容といふものは、そういう実質課税、名義人と実質取得者との相錯する姿が全然なくなつてしまつて、同時にまた税務官吏の方の徴税技術、經驗、知識、それから人員、こういうようなものが、一々に對して間違ひなく的確な判断をし、区別をして行くことができないような能力の段階に達したときには、私もこれはこういう立法をするともさしつかえないかもしれぬと思ひつてあります。現在、あなたの御承知の通り、特にあなたの善良な部下の中には、濃職をしたり、取賄をしたり、あるいは徴税したところの金を

使ひ込んだりするような非常に素質の悪い人たちが、多数の中にはまじつておられると思ひます。こういうような人たちが國家權力を行使して、一つ一つの企業体の中に行つて、さてこれが名義人であるか、あるいは実質取得者であるかを判断してあやまちなく法律の執行をして行くといふことについて、われ／＼は相當の疑義をさしはさまざるを得ない。もし法律に違反して、今までならば法律に別定がなないから、実質課税であらうと、あるいははつきりわからない場合において、名義課税であらうと、別に法律によつて定められることには現実にはならなかつたが、法律の第三條の二によつて、実質課税で行かなければならぬとはつきり定められておれば、税務署員が名義課税を行えば行政処分を受けなければならぬ、あるいは本人が架空の人をつくつて行くといふことになつて、この納税が名義人によつて行われた場合には、これまたやはり脱税として相當の処分を受けなければならぬと思ひます。こういうような立法は、現在の中小企業の經營の實態にそぐわしくないのではないのみならず、新しい混乱を巻き起すおそれなしとしない。私がここで指摘したいことは、やはりものには相應の武器を持たせるといふことであらうと思ひます。たとえば、巡査には今ピストルが持たせてあります。これは、そのピストルという武器をああやまちなく管理できるという想定の上で立つておる。子供には竹棒でありまして、ところが重戦車とかバズーカ砲といふのは保安隊、原子爆弾といふのは國連軍、こういうようなぐあいには、持たされた武器を善良に管理して、これをあ

やまちなく運営するだけの能力を、その与えられた當事者があらかじめ持つといふ想定がなければならぬと思ひます。私は、巡査にピストルを持たせることは現在さしつかえないといふので、そういう処置がとられておると思ひますが、それでは巡査に今バズーカ砲や重戦車を持たせるといふことになれば、これは社會も國會も相當の批判ができると思ひます。それを、今税務官吏にそういう大きなせんさく論議権を持たせよう、しかも相手は非常に複雑怪奇である。そういうものに対して一々判断しなれば、実質課税以外には課税してはならない、こういうような立法を行ふといふことは、これはあたかも巡査に重戦車やバズーカ砲を持たせるようなもので、これはかえつてけがのもではないか。このことを私は非常に憂へるのであるが、この問題について愛知政務次官はどのような考へをお持ちであらうか、ちよつとお伺ひしたい。よそ事と思つておつてはいけません。

○渡辺政府委員 私からまず一応お答えしまして、それから政務次官にお答え願ひたいと思ひます。いろいろなバズーカ砲だとかピストルだとかの例をあげてお話をくださいました。われ／＼もそのあげられた事例についてはよくわかるのですが、今おあげになつた事例とこの三條の二との關係は、私は多少違ひではないかと考へております。先ほど来申しておりますように、現在の税法の建前からいひまして、片方に單なる名義人があり、片方に実質的な所得の享受者があるとすれば、税務官吏としては、當然眞実の所得の享受者に課税すべきものである、やはりそ

ういう方に仕事はして行くべきものである、かように考へておられます、この法文が入つたがゆゑに、急に問題がかわつて来るものだと考へておられません。同時に他面、片方いわゆる仮装名義人といふかつこうで、特に御承知のように所得税が果進税率となつていくがゆゑに、自分の所得の一部を、たとへば女中さんの名義にしておくとかといふことがはつきりすれば、これは、やはりその意思いかんによつては、脱税の問題が當然出て来るわけでありまして、それは現行法におきましても同じであり、この法文が入つても同じである。従ひまして、この法文が入りますと、税務官吏の責任は非常に重くなるといふふうにお話になつていらつしやると思ひますが、私としては、それは従来と同じであつて、税務官吏の責任は、現在におきましても眞実の所得者に課税すべきものであり、同時に、この法文ができて同じ結果である。ただその場合に、それでは間違つた課税をしたらどうなるか、これは、そこに税務官吏における故意あるいは重大なる過失といふ問題が當然考へられ、そういうような点がありとすれば、その税務官吏は、當然それなりの責任を負ふべきものである。しかし非常に混亂しておる事態におきまして、そこに世間的に見てもやむを得ざる間違ひだといふことになれば、これはやはり恕されていいのではないかと、かように考へます。

○愛知政府委員 ただいま主税局長のお答え申した通りであります。

○春日委員 愛知さん、済みませんが、よくの質問を聞いておつてくださいますか。前にお聞きになつていないか

ういう方に仕事はして行くべきものである、かように考へておられます、この法文が入つたがゆゑに、急に問題がかわつて来るものだと考へておられません。同時に他面、片方いわゆる仮装名義人といふかつこうで、特に御承知のように所得税が果進税率となつていくがゆゑに、自分の所得の一部を、たとへば女中さんの名義にしておくとかといふことがはつきりすれば、これは、やはりその意思いかんによつては、脱税の問題が當然出て来るわけでありまして、それは現行法におきましても同じであり、この法文が入つても同じである。従ひまして、この法文が入りますと、税務官吏の責任は非常に重くなるといふふうにお話になつていらつしやると思ひますが、私としては、それは従来と同じであつて、税務官吏の責任は、現在におきましても眞実の所得者に課税すべきものであり、同時に、この法文ができて同じ結果である。ただその場合に、それでは間違つた課税をしたらどうなるか、これは、そこに税務官吏における故意あるいは重大なる過失といふ問題が當然考へられ、そういうような点がありとすれば、その税務官吏は、當然それなりの責任を負ふべきものである。しかし非常に混亂しておる事態におきまして、そこに世間的に見てもやむを得ざる間違ひだといふことになれば、これはやはり恕されていいのではないかと、かように考へます。

○愛知政府委員 ただいま主税局長のお答え申した通りであります。

○春日委員 愛知さん、済みませんが、よくの質問を聞いておつてくださいますか。前にお聞きになつていないか

ら、そういう御答弁のように逃げられ
たと思うのでありますが、この問題に
つきましては、私はあなたに良心的に訴
えたいことは、全国の零細業者たち
や、企業組合の諸君は、北海道から九
州まで、実に数回にわたつて上京をい
たしております。しかも本問題は、本
日あたりがあるいは山ではないか、こ
ういふようなことから、数日前からと
まりがけで参られて、そして政府に対
しても各政党に対しても、実に切々た
る陳情をなすつていらつしやる。そこ
で私も、その要望にこたえていろ
う質疑をいたしておるわけでありま
すから、あなたもいろ／＼御多忙であ
りましようけれども、われ／＼も別に
酔狂で質問しておるのではない。これ
またわれ／＼言々句々肺腑をこぼつて
訴えておる。だからあなたも、落書き
なんかしてないで、ひとつすなおに
私の質問を聞いてもらいたい。そこ
で、私はもう一ぺん渡辺局長に申し述
べたいが、今まで通りのことを税務官
吏がやるんだから、さしつかえないで
はないかというふうなお説であります
けれども、第三条の二項がここに新し
く設定される、このことは、税務官吏
に対して徴税行政執行について新しい
制約を附加することになる。同時に国
民に対しても、新しい義務をここで規
定つけることになる。従いまして、今
まで通りというわけには参りません。
今までは法律の規定がなかつたから、
それはあなたの方の上司の指令によつ
て、あるいは大蔵当局の意向によつ
て、大体こういう方式でやつて行くべ
きである、こういう範圍において彼ら
は執行して参つたと思うのであります
が、今度は国民の総意によつて、こ

いう決定された法律の定めたところに
よつて、これを執行して行くというこ
とになるのでありますから、もし違反
があつたならば、その行政的な責任
は、その違反を犯した当事者が負わな
ければならぬ形になつて参ります。た
とえば今までわからない問題は、まあ
ほど／＼にして、だれでもいから税
金を納めてくれるならば、名義人であ
ろうと本人であらうと、問題は国民に
懲罰を科するわけではない、外国から
日本にわれ／＼債権を取立てに來たわ
けではない。ただ国費を弁済するために
この負担をお願いするんだ、名義人で
あらうと本人であらうと、はつきり名
義人であるということがわかつておる
のはいけなけれども、わからなかつた
は、ともかくひとつそれに課税をし
て、必要の財源を調達すればいいでは
ないか、こういうふうな考えで、とき
には軽く問題を進められて参つて、今
日の均衡を保つておると私は思うので
あります。ところが今度第三条の二に
よつてそういうことではいけない、断
じて実質課税を行わなければならな
い、こういうことになつて参ります
と、今まで五、六十パーセントの疑義
があつたが、その疑義は一応たな上げ
して、税の執行を先へ急いで行つた。
ところが、そのことはそこでストップ
しなければならぬ。たとえばテン・
パーセントの疑義でもあるならば、こ
れを法律第三条の二項に基いて、名義
人であるか、あるいはこれが実質取得
者であるかというところを徹底的に調査
の結果でなければ、課税対象の決定を
行うことは許されない。だから、これ
は税務吏がその執行を行うにあつた
ては、今まで通りだなどというふうな

軽い気持ちであなたがお考えになつてお
るならば、これは大きな間違いである
と思う。どうかそういう意味におい
て、もう少し第三条の二というものを
重視願ひたいと思う。さらに、私は加
えて愛知政務次官に申し述べたいこと
は、ここにある所得税法改正法律、こ
れは一体何のために改正されつたか
をさしておるものであるか、このこと
を私は十分御理解を願ひたいと思つて
あります。このことは税の簡素化で
ある、このことは減税である。減税と
税の簡素化の方向に向つてこの所得税
法の改正が行われ、さらに法人税法そ
の他幾多の税法の改正と相関連して、
大企業においては、先般平岡君が指摘
いたしましたように、多くの減税措置が
講ぜられておる。同時にまた零細所得
に對しましては、基礎控除の引上げ、
扶養控除の引上げ、その他所得税法の
改正の中に横溢いたしておるところの
傾向というものは、減税・減税、そ
れから徴税機構の簡素化、こういう方
角へと向いておる。しかるにこの第三
条の二項というものは、そういう方向
に逆行するものであることは明らかで
あります。すなわちこの課税客体が
その利益をとる本人は一体だれであ
るか、まずこの疑義を徴税吏員は頭
置かなければならぬ。そうしてこれ
がほんとうの経営当事者であるか、名
義人であるかというところを、いろ／＼
の書類によつてせんさくせなければな
らぬ。そしてもし名義人と本人との間
に違いがあるならば、まずそれを判定
するところの目的意識がどこにある
か。少くとも税を少しでも多くとる方
向へと、その判断と研究とは向いて行

かなければならぬ。そうすると第三條
の二項というものは、あなたの方の御努
力によつて、減税へ、国民の税の負担
の軽減へと一般的に向いておる傾向に
逆行して、少しでも税をたくさんとれ
るやうに、しかもその徴税を実施する
にあたつては、多くの複雑な内容に立
ち入つてあやまたざる判断をするため
に、幾多のせんさくの過程を経なければ
決定ができない。こういうふうなこ
とに私はなると思つておりますが、
このことは、實際吉田内閣の本意であ
るのかどうか。このことは、国民が要
望しておる方向に合致するものである
かどうか。この点について、愛知政務次
官の御見解を承りたいと思ひます。
○愛知政務委員 春日委員の御指摘の
通り、今回の税制改正は、税制の簡素
化ということが第一であり、また減税
ということがその本質でありますこと
は、御指摘の通りであります。ただそ
れとあわせて、課税の適正化、俗な言
葉で申しますならば、課税上不公平の
ないやうにということであり、また正
直者が損をしないやうにということな
ことも、この改正の中の筋の一つにな
つておると私は解しておるのでありま
す。そういう点から申しまして、今問
題の第三条の二をどういふふうに見る
べきかというところにつきましては、春
日委員の御所見と私どもの見解とは、
多少異なつておるかと思つております
。要するに第三条の二によつて、税
務署員の自主的判断をます／＼困難に
させて、その結果は、税務署の連中
が、われ／＼が危惧しておりますやう
に、増税へ、増税へというふうなこれ
を執行して行く基礎にされる疑いがな
いかという御趣旨だと思つております

すが、そういうことは、私はないと思
うのであります。簡素化と申しまして
も、なか／＼一歩に簡素化できるわけ
でもございませぬし、できるだけ事の
次第を従前よりは明確にして、税務署
員によるべき基礎というものを、少し
ずつでも明瞭にして行きたいと思つて
おるのであります。こういう法案が
幸ひにして成立をするということにな
りますれば、もちろん徴税当局といた
しましても、今御懸念のようなことが
ないやうに、これは相當に事理をわ
け、かつ詳細に、税務署員によるべき
指針というものを徹底的に訓令しなけ
ればならないと思つております。そ
ういふことから考えましても、私は御
懸念のようなことがないやうに考える
わけでありませぬ。なお企業組合とい
うものにつきましては、私個人といつた
しましても、従前からいろ／＼の角度か
ら陳情も受けておりますし、また目
分みずからも研究もいたして参つたの
であります。要するに、これは非常に
むずかしい問題で、税務署の第一線の
連中と、それから中央の考え方という
ものが、少しずつでも具体的に思想が
統一されるやうにして行くためには、
どうしても第三条の二のような規定を
置いていたかかないと、ます／＼事態
が複雑になる。極論すれば、先ほど申
しましたやうに、ずるい人だけが得を
するといふやうな結果になることもお
それなければならぬのじやなかろう
か。そういう点から考えても、こ
ういふ法制の修正は必要であると私は考
えておるわけでありませぬ。
○渡辺政府委員 私は先ほど申し上げ
たことを結局繰返すことになると思ひ
ますが、税務署員としましては、やは

の切々たる声は、全然あなた方には通じていない、一片の感動だに与えるには至つていない。こういうようなことでは、なんじ収税吏というこの聖書のことわざが、やはり国民の口をついて出るおそれなしとはしない。私がここに申し上げたことは、あらゆる立法にあたつて、税に關手するところの公務員、このことは、あなた方とわれわれ

なんじ取税吏、石をもてこれをぶち殺せというこのことわざこそは、座右の銘でなければならぬと思う。そういう意味合いにおきまして、民主政治は輿論政治である。輿論の声は、そういう零細所得の追求を求めてはおらぬ。のみならず、名目課税と実質課税によつて、社会的な混乱はいささかも起きてはいない。のみならず、今日の徴税行政の均衡を保つゆえんともなつておる。だから、本日までこれでできたことが今後できないというはずはない。従つて、どうかひとつあなたの大きな努力によつて、しかも同僚議員各立の

よき理解によつて、こういう特別の条項は削除されるという方向へ努力を願いたいと思ふのであるが、これに對して次官は、何とかしてひとつ誠意の限りを傾けた御答弁を願いたいと思ふ。

○愛知政府委員　春日委員から懇々とおさしをいただきました、まことに同感でございます。やはり根本は、税が高いということから、何とかして法律の許し得る限界においてくふうしようとな納税者が考えられるその心境は、私もよくわかるのであります。しかし同時に、今收税吏のお話が出ましたが、これは言葉を返すようになりますが、

私どもの堅持としては、適正な法律を執行する、その範囲以上に出ないで、なるだけというより、できるならば、収税官吏としては法律の適正な執行ということだけであつて、その上に判断とか、あるいは融通とかがきかないようにしてやる、その基本となるところの法制を整備してやりたいというのが、われ／＼の考え方でございます。この企業組合の問題につきましても、いささか言い過ぎになるかと思いますが、実は企業組合側からも、もちろん今御指摘のように非常な陳情を受けておりますが、同時に大蔵省や国税庁に対しては、この問題の処理について、もう少し法制を明確にしてみたいという希望や陳情が、第一線の収税官吏の連中からは非常に出て来ておるのであります。もし法律の上に相当の疑義があるような問題であります。と、それこそ、中にはまじめ過ぎるために、自分の解釈で税金を重くするというようなことになるかもしれない。そういう場合には、われ／＼の態度としてもできるだけその要望にこたえまして、収税官吏としては、融通がきかないようにしなければならぬというものがまたもう一つの要請になると思ふ。先ほど申しましたように、要は権衡と申しますか、バランスをとらなければならぬというところもございまして、私としては、この第三条の二項を立案いたします場合には、諸般の状況をよく考慮を重ねて、解散前の前国会におきましても、この問題については、当大蔵委員会においても非常な御議論のあつた点でございすが、それらの議論も十分に再検討の資料にいたしまして、そしてこれを立

案したようなわけでございすから、私どもから申しますれば、主税局長が御説明申し上げておられますような政府側の見解も、十分ひとつ御理解を願ひまして、この法案の御審議については、皆様方の御協力を願ひたいと思ふわけでございす。

○春日委員 それではこの三条の二、四十六条の三、六十七条の二、こういうような一連の反動立法をして、納税者が非常に不当な取扱いを受けた場合の救済の問題であります。そういうような場合には、異議の申立てをすることとが現在ございすけれども、私はその理解がきわめて精密に行つていただけの愛知さんに特に申し述べたいのですが、実際の税務署相手のけんかをやつて勝つたためしがない。たとえは、この所得税法というもので、こんな浩瀚なものです。われ／＼だつて今度初めて読んだくらいのもので、いわんや零細業者たちは、この所得税法や国税徴収法や、あるいは税に關係する大きな法律というものは見たこともない。そういうような諸君が、国税庁を相手にして行政訴訟を起すとか、あるいは異議の申立てをするとか、あるいはその問題では通るかもしれないけれども、あとで何らかのしつべ返しがあつて、本年はそれで通つても、来年度、あるいはさ来年度……こういうことで現実にはその救済は行われはしない。しかもまた零細業者が大きな裁判費用をかけて、そしてこの問題によつてその救済を受けるというやうなことはあり得ない。そこで私はあなたに申し上げますが、ただいまの御答弁によると、税務官吏がもう少し判断しな

くても、採択しなくても、そのものずばりで行ける法律をつくつてくれ。こういうことだつたらつくつたのだというところですけれども、今申し上げたように、この法律をほんとうに消化できるといふ場合には、それでよろしいでございす。しかし数多い税務官吏の中には、知識も経験もない、あるいはまた特に悪い人もおつたり何かする。そういう人たちに、こういう大きな国家権力を行使せしめることは、国民として非常に不安である。救済規定があつたところで、実質的にはその救済は行われはしない。だから私が申し上げたいのは、法は三条をもつて足れりということ、立法は少なければ少いほどよいということでありす。私は、この問題についてまだたくさん質問が残つておりますけれども、ただいま話合ひというお話もあるもので、もう一べん話し合つてみますから、一応中絶しますが、あなた方は国民の公僕にしかすぎない、われ／＼国民の仲間から代表として選ばれてその任務を行つておるにすぎないのですから、どうか、ものすごい剣幕を示して、国民の正直者がばかを見ないやうに、不公正は相ならぬというやうな聞き直つたことを考えないで、今まで保たれておるこの社会的な均衡、徴税行政上の均衡を破るやうな立法は厳に慎まれたらと思ひます。この問題は、何度話し合つておりましたも一致点に達しないのでありまして、今後は、国会の威力をもつて、この徴税行政の問題についてい／＼な力を加えて行かなければならぬと思ひます。私どもは、同僚議員ともう一べん話し合つてみますが、

どうか私どものこの質問の趣意のあるところを、言葉としてではなく、天声をもつてこれを成めるといふ天の声を聞いてもらひたい。

○佐藤(觀)委員 愛知大蔵政務次官に最初にお尋ねしたいのです。今春日委員からも、企業組合の問題その他中小企業に關してのい／＼な質問をされましたが、実はこの法案は、先国会においても非常に問題となりまして、最後までがなばつて審議未了になつたわけでございますが、再びこの法律が出て参りました。大蔵委員の大部分の方は、い／＼な陳情の中で、最近これほど多く陳情を受けたものはないと思つておりますが、実はこれはいろいろな理由もあり、主税局長は主税局のい／＼な立場もあるかと思ひますけれども、根本的には、中小法人を育成するという立場から中小企業庁ができて、その結果、個人よりも法人の税金が安いということ、同族会社が非常にたくさんできたという事実があるのございす。こういう問題について、中小企業庁と大蔵省との間におきまして、い／＼具体的な話を進められたことがあるかどうかということ、まず最初にお尋ねしたいと思ふのであります。

○愛知政府委員 中小企業庁との間におきましては、結論としては、十分に協議をいたして参つておるのであります。ただその立場のい／＼はニュアンスとでもいふことになりまして、中小企業を育成したいという中小企業庁の立場と、税制を適正にやりたいという大蔵省の立場とは、ニュアンスにおいて異なるところがあると思ひます。これは私も是認いたしますが、しかしこの法律案それ自体についての結論としては、一致しておるわけでございす。

○佐藤(觀)委員 それでは渡辺局長にお尋ねいたしますが、戦後中小法人が非常にふえまして、今同族会社といふ最近のような状態になつておるか、ちよつとお知らせ願ひたいと思ひます。

○渡辺政府委員 現在法人の数は二十六万で、一応同族会社と見られておるものが二十二万という数字になつております。

○佐藤(觀)委員 その二十二万のものが、全体の法人中において占める税の率はどのやうなものであるのか。

○渡辺政府委員 同族会社の数字については、今こゝにはつきりしたものを持つておりませんが、現在申し上げ得るはつきりした数字といたしましては、調査課所管の法人と税務署所管の法人とがあつて、大体資本金五百万円未満のものが税務署所管、五百万円以上のものが調査課所管ということになつております。大体税務署所管になつております法人の納めておる税額が全体の三割程度、こういうことに考えております。

○佐藤(觀)委員 先ほど同僚の春日委員からい／＼御質問がありました。私たちがこの法律に反対をいたしました大きな理由は、戦後税金が高いという問題も一つありますが、御承知のやうに大きな財源は解体されたのでございすけれども、その後有力な新しい新興財閥ができて、それらは法人の大きな組織によりましてい／＼と資金の融通もあり、国家資金を使う余裕がございすけれども、中小の企

業者、個人所得者は、非常に資金の融通もできないし、それから税率も高いということ、シャープ勧告以来、法人の税金が安くなったという関係で、先ほど申されるように二十万からの中小法人がたぐさんできたわけであり、これは、今の法律制度のもとにおいては、自分を守る意味において、小さいのができる限り税金の安い法人に移行するのは当然でありまして、これを阻止しようというところに、この法律の大難点があるわけでございます。

それからもう一つは、企業組合は、一部では脱税組合だというような暴言を吐く人もございますけれども、企業組合は決して脱税組合ではありません。企業組合は私が先ほど申しましたように、現在の事情のもとにおいて、たとえば大都市には大きなデパートがある、あるいは大きな法人は、自分の資本の力によつて、太つて行くというようなことが現状でございます。これは現在の政府の方針、自由党の方針が、大企業を助けて中小企業を捨てて行くという経済上の実態のもとにおいて、こういう制度が行われておるわけでありまして、そうならば当然中小の零細の人々は、自分の個人の力ではなくて、大勢の力によつて、団結の力によつて組織をつくり、企業組合をつくつて、金の面を融通し、またその結果から法人税の安くなる道を考えるのは理の当然であります。そういうような勢力をこの法律案で縛るといふところに、私たちのこの法律案に反対する理由があるわけですが、あなた方はその点をどういふふうに考へておられるのか、これはひとつ渡辺主税局長

にお尋ねいたします。

○渡辺政府委員 佐藤さんのお話を伺つておきますと、多少何か誤解もあるのじやないかというふうに私感するのですが、実は佐藤さんとは、この問題についてはさん／＼御質問を受け、また私も御答弁しておりますから、いまさら誤解なすつていらつしやることは万々ないと思ひますが、しかし御質問でございますから、重複になりますので、重ねて御答弁申し上げますと、今度の三条の二の規定とか、一連の規定におきまして、特に現在相当ふえております同族会社についての課税のやり方を、これによつてどうしようというところとは毛頭考へていないというところとを、まず最初に申し上げておきます。一応会社法なり何なりではつきり認められておる、それに対して法人の課税の規定がちゃんあるのだから、さうから、それに対して三条の二の規定は、そういう会社の実体を認め、同時にそれから配当とか何とかいうことで所得を得れば、それによつて課税して行くというので、三条の二の規定でもつて、そういう会社の課税方法をかゝるという意思は毛頭ない。またそういう意味で、この規定をわれ／＼規定したのではない。これは前にも繰返して申しておりますが、この機会にもう一ぺんお答えさしていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、企業組合は脱税組合だといふ暴言を吐く。私ももしそういうことを言う人があれば、それは暴言だと思つております。企業組合即脱税組合だといふのは全然考へておりません。ただ企業組合の中に、企業組合の本来あるべきとわれ／＼が考へ

られます実体を備えていないといひますか、結局従来の個人業者がそのまゝ同じように商売をしていながら、看板だけ企業組合にしている、こういうものがありまして、これはどうも法人の実体を備えていない、やはり個人として課税して行くべきではないか、こういうものが間々あるというところは、これは申し上げておりますが、企業組合は脱税組合だといふふうには、われわれは全然考へておりません。ただそういうふうな形のものがございますので、これはやはりその個人の姿において課税して行くべきものである、そういうことが課税の公平を得るゆゑである、同時に、また正しい意味の企業組合が発展して行くゆゑではないか、かように考へまして、こういう規定を挿入していただきたいと御提案申し上げた次第であります。

○佐藤委員 大蔵委員の席上におきましては、主税局長もそこにおられ、平田国稅庁長官もわれ／＼に對しては、まことにものともな答弁がございます。そういう危険はないとおつしやることは、私たちもわかります。けれども、こういうような法律ができましますならば、これは御承知のように、推定するということになつておりますので、四十六条の三でございますが、この「推定」というのが非常に怪しい法律でございます。その推定が、せめて主税局長くらいの方が推定してやるのなけつこうでございますけれども、地方の若い二十三、四の税務官が帳簿を見て、これは悪いという、そういう形でやられたものではまづたく迷惑なことでございます。これは主税局長より国稅庁長官にお伺ひした方がよろ

しいかと思ひますが、今税務署の職員は、戦後から見ますと大分よくなりまして、戦後のような状態でございませうけれども、しかしこの法律の規定によつて、これが實際行われるような場合になつて来ると、末端におきましては相当いろ／＼な弊害が出て来る。私は昨日も名古屋の国稅局に参りました、二、三の例についていろ／＼お話を参りますと、なるほど調査課長部長やあるいは総務部長の話を聞けば、もつともだけれども、末端の税務署員の話を聞いてみますと、そこいらんな無理があるのではありません。こういう点について、この法律ができることによりまして、地方の一般の中小企業者がこのために泣いて暮す場合が多い、こういう意味でわれ／＼は反対をするのであります。この推定の規定を、先ほど政務次官も、渡辺局長も言われましたように、何らかのはつきりとした明文にするということ、何条何項はこういうことではないかぬというはつきりした条文にする考へがあるかどうか。これはひとつ国稅庁長官の平田さんに、今の税務署の職員がこの法律を使つても絶対に心配がないという確信ある御答弁をお願いしたい。

○平田政府委員 ただいまの点につきましては、たしか前会、前々会でも申し上げたかと思ひますが、この条文につきましても、国會等で論議されまして地方にまわしたい。国稅庁といつたしましては、この運用につきまして、できるだけ一線の税務官が見れば判断力がつくように、比較的詳しい方針を示しまして、それに従つてよくのみ込んでやるようにさせたい。その方針

をつくらます場合には、もちろん国会等における御議論、あるいは皆さんの御主張の趣旨等も取入れまして流すようにいたしたいと思ひます。さらにそれでもなお簡単に行かぬという場合があるという御懸念でございますが、これもたしか前会に申し上げましたが、企業組合に對しましてあの規定を發動いたしまして、個別的に個人として課税する、こういう場合におきましては、もちろん税務署は調べるわけでありまして、結論を下す際には、国稅局長限りで審査させまして、そこできめる。さらにその中で複雑なものは、おそろく国稅庁の本庁まで相談に来るかも知れませんが、少くとも国稅局限りで結論は判断させる。そういうような手続をとりますれば、まず御懸念の点は、大部分解消できるのではないかとはいふように感じます。先ほど申し上げたように、私ども企業組合が企業組合として経済的、実質的に活動しておられますのを妨げる意圖は、決してないと思つております。そういう意味におきまして、いつか申し上げましたように、かりに税が軽くなりましても、そのことだけをもつて問題にすべきでないと思ひます。ただ企業組合の実体を備えないで、全然形ばかりで、一定のわずかな形をとりますれば、とたんに税が軽くなつて、ほかの人たちとの間に不公平になるというところで、ほかの同業者との間のバランスがとれないと思ひます。私どもの言つてゐる公平というものは、政府對納税者の関係ではなく、納税者相互間の問題だろふと思ひます。そういう点から、現実にはまじめな納税者から、あんな企業組合はほつておいては困るという声も

ら問題が出て来る、これはやはり課税でやるべきでなくて、こういう企業協同組合法自体を改正して行けば問題はなくなるのじやないか、そういうようにすべきじやないかと私には考えられる。あなたの方で障害になつてゐるというのとはどういふ点ですか。組合法を改正し得ない点は、届出主義になつてゐるからではないかというのなら、何かもつと認可なり許可なりの制度に持つて行つたならばさしつかえないじやないか、それはどうですか。

○渡辺政府委員 結局問題になつておゐるものは、企業組合の実体を備へるといふながら、形式的な企業組合になつてゐるというところの企業組合について、実はいろいろ議論があるわけでございます。その点について、企業組合法をそれじやかえたらいいじやないか、こういう御議論が一つ出て来るのですが、中小企業庁の方でいたしましては、一応他の中小企業等協同組合というものの全体のつり合ひというのがやはりあるらしいです。これは中小企業庁の方にはつきりお答え願う方がいゝかもしませんが、現在の建前は、一応任意設立によつて届出主義をとつてゐるのであります、これに対する解散命令、取消し命令というような建前が全体としてとれてゐない。従いまして、形式だけの企業組合でありまして、これを現在の企業組合の關係の法律では何ともできてゐない、それを直せばいいじやないか、これは確かにごもつともな御議論だと思つてゐるのですが、中小企業庁という／＼話合つてみますと、これは向うとしては、別の観点からいろいろ他の振合ひも考えなければならぬやうなと思ひ

ますが、どうも企業組合だけにいろいろな意味のそうした規定を置くということも、相当の検討を必要とするといつたような議論がありまして、なかなかこの問題は往後日を過してゐる。税の方は税の方として、もうすでに相当の日数がたつてゐて、このまま放任でゐないから、ぜひこういう規定を置いていただかなければ問題が解決しないからということ、中小企業庁としましても、そういう中小企業庁の都合、税の都合を両方にらみ合せた結果、やはり税の方では、こういう規定を置いていただくのはやむを得ないだらう、かような結論になつたわけでありま

す。

○千葉委員 平岡君、何か御発言ございませうか。

○平岡委員 前会の大蔵委員会管掌の諸事項調査のための採択動議に関連しまして、再度動議を提出したいと思ひます。それは財政及び金融制度調査小委員会をつくつて、小委員の人数を七名とする動議でございます、その委員の氏名は委員長に一任したいと思ひます。

○賛成（と呼ぶ者あり）

○千葉委員 ただいまの平岡君の動議に御異議ございせんか。

○異議なし（と呼ぶ者あり）

○千葉委員 御異議なしと認めまして、委員長においてはただちに小委員七名を指名いたします。

浅香 忠雄君 佐藤勲次郎君

平岡忠次郎君 苦米地英俊君

福田 繁芳君 島村 一郎君

福田 勉夫君

以上の七名の諸君にお願いいたします

ます。

午後二時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時十一分開議

○千葉委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

議案の審査に入ります前に、連合審査會開会申入れの件についてお諮りいたします。それはただいま外務委員會において審査中の日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約の批准について承認を求めるの件について、外務委員會に連合審査會の開會を申し入れたいと存じますが、この点御異議ございせんか。

○異議なし（と呼ぶ者あり）

○千葉委員 御異議ないようですから、さよう決定いたします。

なお連合審査會開會の日時等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。

○千葉委員 これより議案の審査に入ります。昨二十七日日本委員會に付託に相なりました昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題といたしまして、まず提出者より提案趣旨の説明を求めます。内藤君。

昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

昭和二十八年産米穀につき、米穀の生産者がその生産した米穀を

1

その生産者の名をもつて政府に売り渡した場合において、当該生産者が受けるその売渡に対する代金の金額が早期供出奨励金、超過供出奨励金又は政府に対する米穀の売渡に係るその他の奨励金の金額に相当する金額を含むものであるときは、その代金の金額のうち、当該早期供出奨励金、超過供出奨励金又は政府に対する米穀の売渡に係るその他の奨励金の金額に相当する金額は、当該生産者の昭和二十八年分又は昭和二十九年分の所得の計算上、所得税（昭和二十二年法律第二十七号）第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。

2 昭和二十八年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第九条第一項の規定による命令に基き定められた特別指定集荷業者（以下「特別指定業者」という。）に売り渡した場合は、特別指定業者に委託してその特別指定業者の名をもつて政府に売り渡した場合を含む。）における当該生産者が受けるその売渡に対する代金の金額（特別指定業者に委託した場合において、その特別指定業者による委託につき支払うべき金額があるときは、その金額を控除した金額とする。以下「売渡代金の金額」という。）のうち、その売り渡した米穀の数量に應じて計算した超過供出奨励金の金額に相当する金額（当該売渡代金の金額が、その売渡に係る米穀を当該生産者の名をもつて政府に売り渡すすればその

受けるべき売渡に対する代金の金額に満たないときは、その差額を当該超過供出奨励金の金額に相当する金額から控除した金額とする。）についても、また前項と同様とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

○内藤委員 ただいま議題となつておゐる昭和二十八年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案の理由をきかめて簡単に御説明申し上げます。これは前年並びに前々年にも同様な趣旨の法律が出ておりましたので、実は今年に限つたことではないのであります。すなわち食糧需給の現況にかんがみまして、米の供出を促進するため、超過供出奨励金その他の奨励金を出してゐるのであります、これを所得税の対象にしない、こういう法律案でありますので、何とぞ皆様の御賛成を得たいと思つております。

○千葉委員 次に、本日の日程に掲げました十四法案を一括議題として質疑を続行いたします。佐藤勲次郎君。

○佐藤（勲）委員 産業投資特別会計法案についてお尋ねいたしますが、この法案につきまして、ただいま問題になつておりますMSAとの關係はどういうようなことになりましか、御説明を願ひます。

○愛知政府委員 産業投資特別会計の問題につきましては、MSAの問題とは關係なく立案いたしておるわけでございしますが、ただいまからの見直しと

いたしまして、さしあたりこれに變更を加えるような必要はない、こういうふうに考えております。

○佐藤(観)委員 この資金額について、特別減税債との関係がございまして、産業投資に対する今までの見返り資金、この問題についての見通しはどんなふうになっておりますか、御説明願えますでしょうか。

○愛知政府委員 ただいまお尋ねのありました対日援助見返り資金でございますが、これは御承知のように、今回提案いたしております産業投資特別会計がござりまする場合には、対日援助見返り資金特別会計が従来からやつておりましたことは引續いてこれの中に吸収されるわけでございまして、この法律が制定されましたら、七月末日限りで、対日援助見返り資金特別会計は廃止するということに考えているわけでございまして。

○佐藤(観)委員 特別減税債案につきましては、改進黨から前回には強い反対がございましたが、今度の場合には、そういう反対は考慮される必要がないかどうか、その点を御説明願いたしたいと思います。

○愛知政府委員 この点は、私が御説明することが適當であるかどうかかわかりませんが、しかし昭和二十八年年度予算案の修正につきましては、御承知の通り、修正部分についても政府は責任を持つて、なし得る限りの御説明をすることになっておりますので、私からも簡単に答えたいと思います。

当初改進黨側から御提案になりました二十八年度の予算の修正案につきましては、ただいま御指摘の通り、特別

減税債額をとりやめることがその中に入つておりましたが、その後三党の協議によりまして、その点は引き上つた三党の修正案の中からはこれが省かれておるわけであります。なぜ省かれたかという点につきましては、改進黨の原案に対して、その当時主張された歳出の増加の問題が、大行行政費の節約と保安庁経費の繰延べによつてまかなえるということになりましたので、結論として、三党共同の提案からはたまたまの分は省かれたのである、かように承知しておる次第であります。

○佐藤(観)委員 最後にお伺いたしますのは、産業投資特別会計法はいつまで續けて行かれる見通しがあるのか、その点をひとつ……

○愛知政府委員 産業投資特別会計は、ただいまの考え方といたしましては、将来も續ける考え方でございまして、

○小川(豊)委員 私は食糧管理特別会計法に關連してお尋ねしますが、この間から石当り八百円というものが問題になつておるのですが、これは供出米全部に對する奨励金なのか、あるいは供出米に對する奨励金を出すのか、この点が出完後後に奨励金を出すのか、この点がはつきりしないと、たいへん問題が出て来ると思ふのです。と申しますのは、政府の今年の供出の割当の計画は、二千五百五十万石だとすると、供出完後後に奨励金を出すのだとすると、各地方の知事は、この二千五百五十万石というものをなるべく少くすることによつて有利になる、これをなるべく少く受けるような努力をしなければならぬ、そうすると、政府の計画が非常に狂つて来てしまふのであります。二千五百五十万石という計画は

根底から狂つて来やしないかと思ふのです。これを供出米全部に出すというなら狂ひはしないと思ふ。この点をはつきりしておいていただかないと、将来食糧配給も困るだらうし、われ／＼こういう仕事に當つておる者全部が困ることになるから、この点長官から見解をお聞きたい。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。このたびの供出完了奨励金の石当り八百円は、供出を確保するために出す分でございますから、われ／＼といひましては、すべての農家が供出を完了するように努力をいたしたいと思ふわけでございしますが、ただ支払いの方法といたしましては、御承知のように、従来ともに免稅等の関係がございまして、これにつきましては、基本の米価の支払いと別個に支払いをしておるわけでございまして。ただいまのところは、大田市町村が完了いたしました場合に支払いをいたしたい、かように考えておる次第であります。

○小川(豊)委員 今の長官の答弁では、供出完了後に支払ふ。従つて供出を完了するということと条件だと言ひのすね。もしそうだとすると、私の心配するのとは、二千五百五十万石のあなたの方の計画は狂いが来るのではないかと、狂いが来た場合に、あなたの方では一体どうなさるのか、こういうことをまずお尋ねしておきます。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。供出の割当につきましては、もちろん従来におきましても生産の状況、保有の状況等によりまして、供出の割当をしておるわけでございまして、それにつきましては、各府県の御協力を得て、できる限り義務供出数量を確保

いたしたいと考えるわけでございまして。食糧需給の面といたしましては、御承知のように昨年度におきましても、義務供出の場合と超過供出の場合、両方を合せまして食糧の需給計画を立てておりますので、われ／＼といひましては、その食糧需給計画の達成に必要な全体の数量を極力確保したい、かように考えておる次第であります。

○小川(豊)委員 あなたの方では、今の御答弁によると、全体の数量を確保いたしたいと言ひますけれども、問題は、どうしてもここに八百円というものがぶら下つて来るのです。供出をした者に八百円くれるならば、別にほかの制約がないから、どん／＼で出て行くだらうけれども、完後後に八百円を出すのだというあなたの御説明だとすると、いかにいくじのない百姓だつて、そんなばなしとれる。無理な供出を引受けて、どう／＼供出完後後で金が出た、そのためにもらへなかつたということになる。たとへば割当は個人々々に割当てられて、私なら私という人間は、二十俵なら二十俵の供出が今年にはできた。隣の人はわずかに五俵だ、五俵に足らなかつた、そのためにこの分の金をまわしてやらなきやならぬという個々の問題が出て来る。そういうことから、この二千五百五十万石というあなたの計画は、おそらく今のような形をとつて行つたらば、狂いが出て来るんじゃないか。供出に協力してもらふとか何とか言つても、それは協力もしまいようけれど、も、そろばんのとれない協力はな

かなかできないものなのです。そろばんがとれるようにすることによつて協力ができる。この点では、そろばんはとれないけれども協力してくれ、こういうことになつて来はせぬかと思ふのですが、この点は、今年の割当にあつて、あなた自身が非常に悩まなければならぬ問題ですから、これはこの席上ではつきりしておいていただきたい。

○前谷政府委員 小川委員も御承知のように、昨年度から超過供出奨励金、あるいはまた完後後奨励金を支出いたしております。これは先ほども御提案にございまして免稅等の関係がございまして、支払い時期といたしましては、従来ともに別個にいたしておるわけでございまして。そうしてある一定の時期におきましてこの代金を支払ふ、これは従来ともに別個に支払つておつたわけでございまして。ただその支払いの時期を市町村に對しての完後後というところをいつのめどといたしまして、支払ふのが適當ではなからうか、かように考へておるわけでございまして、仰せのように、今年の状況によりましては、供出確保につきましては、非常に困難な点もあるかと思ひますが、まだ作柄等も十分に判明をいたしません。作柄等の判明を待ちまして、よく府県と協議をいたしまして、われ／＼需給計画を受持つておる者としていたしましては、全体の数量としての確保を考へて行かなきやならないというふうな考へております。

○千葉委員 委員外の井上良二君から発言を求められておりますが、いかがですか。

〔賛成「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 では井上君。

○井上良二君 ただいま政府の御答弁を承つております、今度の予算修正で出て参りました奨励金八百円というのは完遂奨励金であることが明らかでございます。この問題については、参議院の予算委員会におきましても、この点は非常に重要に論議をされておるようによ承つておりますが、大蔵当局もさうな考えでございますか、これを政務次官から御答弁をお願いいたす。

○愛知政府委員 ただいま井上委員から御指摘の通り、この問題につきましては、参議院の予算委員会において、いろいろと質疑応答が重ねられたわけでございますが、政府側の態度は、ただいま食糧庁長官から御答へいたしました通りでございます。供米の割当は、市町村を中心にしてやつておる、そこで市町村のところでもつて完遂をされた場合におきまして、その市町村を単位にして、完遂があつたものに対して、この奨励金を支払ふものである、こういうことが政府の態度でございます。

○井上良二君 市町村単位で、完遂になりましたときに、完遂奨励金を石当り八百円渡す、こういうのであります。が、あなたは自由党の議員であり、自由党から選ばれて閣僚の補佐官として政務次官におなりになつておると思ひますが、改進黨との間のこの問題に対しての了解事項というのを御存じでありますか、それをお答え願ひたい。

○愛知政府委員 これまた参議院の予算委員会においても御質疑がいろいろございまして、自由党並びに政府といたしましては、改進黨から詳細にわたりまして、こういうものをとりきめ

として、お互い交換をして置くことというお話の御提案がございましたが、私は、私も承知いたしておりますが、その詳細な文章につきまして、自由党といたしまして、まだ判をつけて交換をするところにはなつておりません。

○井上良二君 これはただいま小川委員からも御指摘になりました通り、改進黨が修正の場合に主張いたします供出奨励金という考え方は、完遂奨励金という考え方とは、供米の上に、また供米を督促奨励いたします上に非常に重要な結果をもたらすのであります。重要結果をつくり予算をきめますわれわれとしましては、そういう不安定、不確実な状態のもとにおいて法案を通過させ、あるいはまた予算を承認するといふことはでき得ないものであります。改進黨としても、やはり天下の公衆であり、しかも堂々と供出奨励金であるといふことを明白に天下に声明をしており、かつこの問題に対しては、先般自由党の各官邸部と、これに農林大臣も参加をして、この了解事項に対しては了解をしたという発表を新聞にされておる。しかるに今日に至るもなおかつこれがはつきり解決されず、依然として政府は完遂奨励金であるといふことで解釈を下しておる。そうなるにつて参りますと、改進黨がせつかつ苦心をして修正をいたしました部分は、まったく性格的に抹殺されてしまふのであります。そうなりますと、改進黨の面目いづこにありやとわれわれは思ふのであります。この点に關しては、先般改進黨の方を代表して当委員会の委員長になつております千葉委員長に對して、この間に關する政府との間の

意見の調整を願ひたいということを、私は本委員会を通して委員長にもお願ひをしておいたのであります。爾來今日までまだ意思表示がございませぬ。この際委員長に、この問題に對して大蔵委員長は一体いかなる考えを政府との間に調整をされたか、いづれこの問題に關連します修正案が出て参ることと思ひますから、この修正案を通過す上にも、この問題は非常に重要な政治的意義を持つて来ますので、この際特に委員長の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○千葉委員長 委員長からお答へ申します前に、内藤委員がこの問題に對して特に詳しいのでありますから、一言お願いしたいと思ひます。

○愛知政府委員 ちよつと、私先ほどの答弁で申し足りなかつたところがあると思ひますから、補足をしてお答へいたしたいと思ひます。

それは、先ほど秘密協定というやうなものがあるといふことを知つておるなといふお問いに對してだけお答へをしたのであります。が、本件につきましても、参議院の予算審議におきましても、改進黨を代表する方から趣旨の御説明並びに御答弁がございました。それにいたしますれば、政党和政黨との話合といふものは、お互いの政黨の立場があるといふので、なか／＼微妙なところもあるけれども、今私が御説明を申しましたやうなことを政府側が考へておることに對しましては、大局的にいつて、改進黨の主張が政府において取入れられるであらうといふ期待を持つて、これに對して承認をしておるのだといふ御趣旨の御説明がありました。点を申し落しましたから、あわせて申

上げておきます。

○内藤委員 ただいまお尋ねでございましたから、私どもの立場をはつきり申し上げておきます。それはもうすでに問題に明らかであります。衆議院で予算修正があらはれたときに、修正者から修正しました態度というものは、つきりと申してあることであります。それから、その通りに政府がなされば、それでいいのではないかと思ふのであります。申しますのは、これは名前は完遂奨励金といふことになつておるけれども、完遂しておるといふことにかかわらず、供米全部に奨励金を出す、こういうのが修正者の考え方でありまして、これが本会議におきましても、また予算委員会におきましても明確になつておりますので、井上さんがどう間違つてあやうい疑いを持つておられるのか、私はそれが何だかわからぬのであります。が、私はいふことになつておりますので、どうぞ御安心いただきたいと思ふのであります。

○井上良二君 これは、非常に政治的な取引の問題で事が済む問題と違ひます。石当り八百円もらえるかもらえぬかといふ問題は、生産農民にとつてたいへんな問題であります。またこれが消費者の負担になつて参るといふことを考へた上からも、この問題は、法的にも予算的措置の上で明確にしておかなければなりません。従つて私がこれについて特に事を明確にしようとする点は、政府が出しております予算書を見ますと、食糧管理特別会計の中の食糧買入れ費の中に、その内訳がございまして、その内訳の下の方に早期供出奨励金、超過供出奨励金、供出完遂奨励金、価格差追払金、包装資材費、こ

ういふふうになつておりました、価格差追払金と包装資材費は予算には出ておりませんけれども、奨励金は早期と超過と完遂と三つに分かれておりまして、供出奨励金とはこの項目にも出ておりません。項目にない金を政府がもし他に流用しました場合は、会計検査院のおとがめになることは当然であります。われわれがまた承認しないことも当然であります。従つても、内藤さんのおつしやる、供出奨励金は本筋だろつというならば、この供出完遂奨励金と書いてあるうちに、完遂といふのは誤植だ、こつ誤植してよろしゅうございませうか、それならば、この予算通りの金が使えます。そうしてまたこれに新しく追加される分は使えますけれども、款項目にない、予算費目にならぬものをいかなる形において使おうとしたとしても、使えないのでございませう。財政法その他の法規の規定するところによつて使えない。もし政府が、かつて改進黨さんの主張するところを順應して金を使つたとするならば、それは違法であります。違法をやすることはいけません。だから、ここで改進黨さんの主張を生かそうといふことにならば、供出完遂奨励金を誤植でとつてしまふ、誤植届を今お出しになつたらどうや、こつ思ひますか、こついう意図は政府にありません。か、これを伺ひたい。政府が誤植願ひを出せば、予算組みかえも何もありませんから、予算組みかえとかいふ問題になります。これはやつつかい問題になります。誤植の申出をするといふことにならば、これはお互い注意しておつても、うつかかりしてお

ういふふうになつておりました、価格差追払金と包装資材費は予算には出ておりませんけれども、奨励金は早期と超過と完遂と三つに分かれておりまして、供出奨励金とはこの項目にも出ておりません。項目にない金を政府がもし他に流用しました場合は、会計検査院のおとがめになることは当然であります。われわれがまた承認しないことも当然であります。従つても、内藤さんのおつしやる、供出奨励金は本筋だろつというならば、この供出完遂奨励金と書いてあるうちに、完遂といふのは誤植だ、こつ誤植してよろしゅうございませうか、それならば、この予算通りの金が使えます。そうしてまたこれに新しく追加される分は使えますけれども、款項目にない、予算費目にならぬものをいかなる形において使おうとしたとしても、使えないのでございませう。財政法その他の法規の規定するところによつて使えない。もし政府が、かつて改進黨さんの主張するところを順應して金を使つたとするならば、それは違法であります。違法をやすることはいけません。だから、ここで改進黨さんの主張を生かそうといふことにならば、供出完遂奨励金を誤植でとつてしまふ、誤植届を今お出しになつたらどうや、こつ思ひますか、こついう意図は政府にありません。か、これを伺ひたい。政府が誤植願ひを出せば、予算組みかえも何もありませんから、予算組みかえとかいふ問題になります。これはやつつかい問題になります。誤植の申出をするといふことにならば、これはお互い注意しておつても、うつかかりしてお

つたということになりますから、多少そこは含めて相通ずるところがあります。しょうから、そういう点で、あまりこの問題は、あなたの方も大義名分というか、党意識にとらわれないで、真に本年の天候その他諸般の事情を考え、——今年の秋の供米というものは容易ならぬということとをわれ／＼が想定する場合、この際思い切つて供出奨励金ということにした方が、ほんとうにいいでないか。これをこたわつておりますと、この秋になりますと、末端の割当において非常に重大な問題が起つて、政府は苦境に立つ事態に立ち至りますぞ、そういう点を考えますならば、単なる誤植ということでこの際済ますようにした方が最も円満でないか、こう思いますが、政府にその意思がありますかどう伺いたい。

○愛知政府委員　いろ／＼と御注意をいただきますして、まことにありがたいのでありますが、私どもは、先ほど来申しておりますような態度でおりますので、これは誤植ではございませんで、完遂奨励金でございます。しか

しながらそのやり方については、先ほども改進黨の代表者の方の言葉を引用していただいたのであります。が、そのやり方についてでは、改進黨の御主張が、それによつて完遂されることを期待することができると、こう言われておるのでありますから、私は誤植として取消す、訂正をする必要はないものと思います。なお従つて、そうやることが財政法に違反するというふうには考へません。

○井上良二君 これは非常に大事な問題です。特に改進黨の方に伺いたいのですけれども、――前谷さん、あなた

に關連した法案を審議しておるのに、長官がおらぬとは何事ですか。――

の点は、改進黨の特に農政通であります内藤さんにおいても、完遂という場合と、供出という場合の意味が、いかに農民に達つて響くかということの上よく御存じのことです。ところが、政府の答弁は、依然として完遂で貫くとしておるのであります。それでは、まづたく農民をごまかす結果にかかりませんか。あなたの方は、あれば供出奨励金だから、一石でも出したら入百円ももらえるんだ、こういうことを農民に大いに宣伝しましょう。ところが、政府は、当該市町村の完遂ができない限りは、奨励金を出さぬ、こういう建前をとります。これはまた当然かも知れませんが、そうすると、改進黨の宣伝したことはうそじやないですか、こうなつた場合一体どうなります。それで改進黨はいいとはいへません。そこは改進黨の方としても、この際しつかりしてもらいたい。その食の違ひを明確に説明を願いたい。そうしなければ話がつきません。

○内藤委員 これはいくら井上さんに
言明申し上げても、すでに事態がはつきり
しておりますので……。予算修正をい
う言葉を使つたか、これさへ見えていた
たしましたときに、修正者はどういう
言葉を使つたか、これさへ見えていた
わけばいいと思います。それに応じま
す。政府が適当なる処置を講ずればよ
い。処置を講じなければ、講じない政
府が怠慢だと私は思います。ことに先
ほど食糧庁長官の話を聞きますと、村
の用途が単位だ、こうおつしやるのだ

が、それでは完遂しない村へは、完遂した農家がおつてもやらぬのか、こういう問題も出て来るのであります。つ

まりこれは梟の完遂か、村の完遂か、個人の完遂か、これは問題が非常に重

要なのであります。しかも私どもの方は、供出した者全部に出すという腹でなんでありますから、そのような腹でひとつ作業をやつていただきたい。とに今年は、例年にない凶作型であります。この難局を切り抜けるには、そんな小さなことにこだわつておつては、この食糧問題は乗り切れぬと私は思うのであります。この際食糧庁長官は、何の遠慮をする必要もない。大蔵省とかけ合つて、堂々とおやりにかつたらいではないか。この国をしつかりするために、私はこれこそ食糧庁長官が腹をすえてやることだと思ふのであります。これは天下の三千万農民があなたを支持いたします。どうかぜひそういうふうによつていただきたい。そうしますれば、もう誤植届も何もありません。

○前谷政府委員　お答え申し上げます。内藤委員のお話のように、本年度の供米につきましては、作柄等の関連におきまして、非常に重要な問題があ

ろうと存ずるわけであります。従いま
してわれ／＼といたしましては、この
供出を確保するために、あらゆる努力
をいたさなければならぬことは当然
でございます。御趣旨の点を十分体
して善処いたしたい、かように考えて
おります。

○本名委員 長官にちよつとお伺い
いたします。善処をなさるといふこと
で、今内藤委員からお話がありまし
たが、町村単位で、完遂した時期をも

つて支払いの時期とするという御意見
のようでありましたが、これは私はど
うもふに落ちない。政進党の基本的な

考え方並びにこの間の予算折衝におき

いへば基本米価と考へて、この代金の支払いをいたすというのがわれ／＼の本質的な考へであります。同時にまた、自由党との折衝においても、そのようにわれ／＼の代表は折衝したはずであります。

特にここで一言したいのは、自由党の本質的な性格から申しまして、供米制度そのものの考へ方、あるいは基本米価の考へ方というのが、われ／＼と本質的に違つております。従つて、われ／＼の主張を党にお歸りになつて了解を得るときに、いろ／＼な表現の上にゼスチュアが必要であつたために、間違といふ文字をつづられたのではないかと考へられますが、今日迷惑するのは、四面楚歌、あちらこちらから改進黨がどうだこうだという声がございますが、私はそれよりも、むしろ供出農民が非常に迷惑するのではないか。その意味におきまして、今日参議院にばかりでなく、この委員会でのこの問題が取り上げられたのを機会に、

長官は町村内において完遂した者があつた場合、町村の全体の割当が完遂されていなくても、個々の農家に對して支払ひをするということをはつきりいふたされなければ、改進黨と自由黨とのいゆる予算折衝における本質を誤つておることになりますので、そのはつきりしたお言葉をちようだいしたい。

もう一つは、先ほど密約があるのではないかという井上委員の御質問がある。

りましたが、(井上委員「密約」とは言われぬ、了解事項と言つたのだ」と呼ぶ)了解事項があつたということでありま

が、これは、おそらく運営の上におい

ていさく／＼な方針をかまつたことと思
うのであります。従いまして、われわ
れのは考える本質的な基本米価と、われ
れは、一歩も触れていないことを私ども
も改進黨として確信いたしておりま
す。従いまして、長官もその意思をく
みとめて、必ずこの趣旨に沿うて代金
を支払うということをし、この際はつき
り言明していただきたいと思ひます。
○前谷政府委員 お答え申し上げます。
す。ただいまの御趣旨の点は十分了解
いたしました。

○佐藤(観)委員 先ほど小川委員が言
われましましたように、今年の供出問題は
非常に重大な問題でございまして、も
うすでに今日この不作のところにものつ
て来て、九州、和歌山県の災害がござ
いまして、今年の災害と来うものは、
非常に重大な問題になつて来ておるわ
けです。ところがこの予算措置におき
まして、政府自由党の考え方と改進黨
の考え方とが、われ／＼としてまこと
とに納得のできないような二つの案が

でも、わずかに二百円の供出奨励の金で非常にもめました。今年度は、一石八匁というところになっておりますので、われ／＼農村に地盤を持つておりまゝです。この点について、一体政府の言われるのがほんとうか、改進黨さんの言うことがほんとうかということについて、第三者の社会党は、これが確実だということをときり答弁できなかつた。

われ／＼地方へ歸りまして、国会報告
をやるときにおきまして、これは政

だということ、非常に農家を迷わせ
ることになりますので、はつきりした
御答弁を願いたい。

もう一つは、今年度は非常に不作の
関係上、政府におきましては、外米を
昨年度より二百万トンよけい買入れ
るといふようなうわさがございます
が、はたしてほんとうかどうかとい
うことが第二点。

もう一点は、ことしの供出が——こ
れは食糧庁長官は初めてやられるわけ
であります、はたして昨年通りうま
く行くかどうか、これは日本の大問題
でございまして、われ／＼農家などに
供出問題を問われるときに、非常に迷
うわけでありまして、この答弁だけは
はつきりしていただきませんと、この
法案を通すわけに行きませんので、ぜ
ひとも明確な御答弁をお願いしたい。

○前谷政府委員 お答え申し上げま
す。ただいまのお話のように、今年度
の食糧の点におきましては、作柄等に
よりまして困難な問題が生ずるとい
うことは、われ／＼も十分承知いたし
ておるわけでありまして、われ／＼とい
たしましては、ただいま政府が集荷の
目標をいたしておられますものを集荷
するために全力をあげたい、またそれ
に必要なあらゆることをやつて参りた
いというのを考えておるわけであり
まして、供出完遂奨励金につきま
しては、ただいま申し上げたようにこ
とよりましてやつて参りたいというこ
とで、考えておるわけでございます。そ
の点はさよう御了承願いたいと思いま
す。ただ輸入の点につきましては、御
承知のように、目下作柄につきま
して、今までの作況は思わしくありま
せんでしたが、最近の状況におきま

は、今後次第に回復するという見込み
もありますので、作況の確定を待ちま
して、二十九年度におきまして需給
計画を立てて、そうして外米の輸入計
画を決定したい、かように考えて
おります。

○小川(豊)委員 今年は、私も想像
するの、非常に米の収量は憂うべき
状態だ、こういうことを私もは考
える。そうして、その中から政府が二
千五百万石の買入れの計画を立てて
いる。これすら私もはかなり困難では
ないか、こういうふうに考えざるを得
ない。そこでこの石当り八百円とい
う奨励金は、措置としては、たいへん
いいと思うのですけれども、それを完
遂に出すといふことと供米に出すとい
うことでは、これは月とすつばほど
違つてゐるのです。それで、米の割
当というものは個人々々にされるの
です。個人々々にその作付面積と収
量を見て割当てられてゐる。あなた
の方では町村が単位でやつて行くとい
ふ、今度は町村は非常に難儀する、町
村が難儀すると同時に、郡が難儀し、
県が難儀する。これは長い間食
糧の供出の問題を取扱つて来た者はよ
く御承知と思ふ。この点は非常に割
当と、非常に難儀する上に、さらに
もつと／＼混乱させるような措置にな
つて来る。この点はよほどはつきり
しておいてもらわないとやれない。だ
か私は、この点をひとつぜひはつきり
しておいてもらいたい。先ほど御趣旨
を体してといふことでしたが、そう
いふことではない。こういうふう
にやるんだといふことを、ひとつくど
いふが、これはやはりはつきりして

おいてもらわなければならない。
それからいふ、私もは改進黨
の主張される八百円というのは、す
でに基本米価の精神に立つてゐるとい
うことは了解できるけれども、そこで問
題は、今の井上さんの指摘された款
目になんかものを御趣旨を体してや
る。これは、それはどういふふう
にやられますか、その点は、やつても
うそれは反対ではなく、ぜひやつても
ういたが、どうしておやりになる
ことが一つ。

○前谷政府委員 お答え申し上げ
ます。小川委員のお話のように、最終
的には個人に割当てて行くことは当然
でございますが、現在の割当の方式とい
はしましては、御承知のように政府が
町村に割当て、町村が市町村に割
当て、市町村が個人に割当てるとい
う形をとつておりますが、ただいま御
指摘のように、今年度の供出事情とい
うものは、われ／＼もなまやさしいもの
ではないと考えておりますので、この
供出を確保すべくどういふことを
承いたす次第でございます。

○井上良二君 関連して。それは長
官、あなた、われ／＼をなめたらい
けません。あなたはどれだけの偉人
か知らぬけれども、少くとも款項目
に金をどうして出す権限が与えられて
いるか、これを御答弁願いたい。款
目にきめて、これ／＼に予算を使いま
すといつて、われ／＼に審議にかけて
おいて、それになんかものをどうして
あなたを出すのですか。

○愛知政府委員 先ほど私のお答
えしたところで尽きておると思つて
ございますが、完遂奨励金という項目で御

賛成を得たわけでございますから、そ
れによつて、将来会計検査院等で問題
が起らないように、その範囲内にお
いて、なし得る限り御趣旨に即する
ようにいたしたい、こういうふうに考
えております。

○井上良二君 それは、あなたとわ
れ、この審議の場合は、そういう
ことで了解するかもしれませんが、こ
ろが食糧庁から末端へ流れます指令
や、またあなたの方から金を出します
場合においても、現実にこれは完遂
奨励金として出すのです。そうして受
取の方は、今食糧庁長官が説明され
た通り、当該市町村が、完遂しなかつ
たらば、石当り八百円もらえないこと
になるわけ。問題はそこなんです。
だから、あなたの方が供出奨励金で
してよろしいといふことを明確に答
弁されるならば、その答弁がはつきり
記に残りますから、それならそれに
つてこちらの方も、国会としては、こ
れは完遂奨励金というものは政府の都
合でつけた名前であつて、実際は供出
に對してもらえることになるというこ
とが、国会の審議を通して明らかに
つたといふことを末端へ明確に知ら
なければ、あなたの方も、いままさ
に直すといふわけにも行かないであ
らう、事実上問題はやつかいになつて
来ておりますから、あなたの方は供
出奨励金にこれは使つてもさしつか
えなし、供出完遂のための金たら
やむを得ない、これはあとで問題
にならぬように、会計検査院等に
了解を求め、こういうことで、は
つきりしておけば、これは改進黨
の主張も通ることである
し、また末端も安心すると思つた
わけ

あります。この点でございます。そこ
まではつきり言いますか。

○愛知政府委員 先ほど来申し上げ
ております、政党和政党的の了解が
成立したとして、両者ともその言
分は十分に了解し合つておるわけ
であります。しかしながら、これが現
実に施行される場合におきましては、こ
れは政府の責任でございますから、こ
の申合せに参照をしたところの政
党が、そのやり方が違つておるか
どうか、自分たちの趣旨通りやつ
ておるか、自分たちの趣旨通り
やつておるか、この監視をして
いただくのが、政党的のお立場だ
と思つて、その御了解になつた
ところの趣旨が貫徹できるように、
われ／＼として最善の努力を
するといふことが、われ／＼の
申し上げ得る限度だと思つて

○井上良二君 それはあなたとして
は、非常に行き届いたような言葉
でございますが、それが実は、末端
に行くと非常に誤解され、いろ／＼
と非常な誤解を生ずるのです。だ
から政党的の話し、お互いが守
るべき、政党的の信義の問題だけ
でいいが、事国会にかけられま
して、法案となり、予算となつた
場合は、これは明確にしておきま
せん、末端の取扱いが非常にやつ
かいになつて参ります。そこで
あなたの方の方も時期が迫
り、實際諸般の事情から、そこ
までなかなか手続が困難であ
るということ、ただ一つ、供出
奨励金に對してこの金を使つても
いい、それは供出完遂を意味して
おる、こういうことを明確にされ
るならば、下はそのつもりで
お扱いになると思つて、その
点はつきりされておきましたな

○内閣委員 たいだいま議題となりまし
た関稅定率法等の一部を改正する等の
法律案に対する修正案について、その
修正の趣旨を説明いたします。

修正案は別紙お配りいたしましたので、これを朗読することを便宜省略
させていただきますが、案文の中に誤
謬がありますので、まずその訂正を
いたします。七一九、カーボンブラ
ックの下に「のうちコンタクトブラッ
クの「のうち」以下の言葉は削ります。
これは誤植であります。それから一番
終りの「附則第六項中」というのがあ
りますが、それはこういうふうなこ
の誤植であります。附則第六項中「第
四百五号に掲げる」の下に「棒のうち
鋼矢板及び」を加え、九月三十日」を
「十二月三十一日」に改める。」でありま
す。

まず修正点の第一に、こんにやくい
もの輸入税率は、政府原案におきまし
ては、一割五分から四割五分に引上げ
られているのでありますが、一般大衆
の食生活の負担に及ぼす影響を勘案
いたしまして、これを四割に引上げる
ことに修正いたしました。

第二に、新聞用紙の現行輸入税率
は、現在一割となつてゐるのでありま
すが、国内森林資源の保持育成の必要
と、新聞用紙の需給の現状等にかんが
みまして、新聞用紙の必要なストック
を確保いたしますため、来年三月末ま
でこれを七分五厘に軽減することとい
はしました。

第三に、四エチル鉛は、現在二割の
輸入税を課せられてゐるのであります
が、これは揮発油に必要欠くことので
きない重要原料であります。戦時中
のストックも枯渇し、現在国内生産の

見込みもありませんので、来年三月末
までこれを免税とすることにいたしま
した。

第四に、カーボンブラックは、今回
一割から二割に輸入税率の引上げがは
かられてゐるのでありますが、なお輸
入を確保する必要があるもので、こ
のものに限りまして、来年三月末まで
現行一割の税率をすえ置くこととい
はしました。

第五に、みぞレールの輸入税は、本
年九月末までの輸入につきましては、
これを免税することになつてゐるので
ありますが、地方公共団体向けの既契
約品の給積みが遅れた関係もありま
すので、その免税期間を本年十二月末
まで延長することといたしました。

最後に、鋼矢板(シートパイル)は、
港灣、河川等の土木工用として必要
不可欠のものであります。輸入品の
需要先はもっぱら官公署であります
が、現在国産品では、とうてい品質、
規格等の点でその需要を満足させるこ
とはできませんので、本年十二月末
まで引続きこれを免税とすることに
したのであります。

以上をもつて修正理由の説明を終り
ますが、何とぞ御賛成あらんことをお
願ひ申し上げます。

○千葉委員 修正案の趣旨弁明は終
りました。

これより原案及び修正案を一括議題
として討論に入ります。

○浅香委員 動議を提出いたします。
たいだいま議題となりました関稅定率法
等の一部を改正する等の法律案につ
きましては、原案及び修正案ともに討論
を省略して、ただちに採決に入られん
ことを望みます。

○千葉委員 たいだいまの浅香君の動
議のごとく決定するに御異議ござい
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議ないようであり
ますから、本案につきましては、原案
及び修正案ともに、討論を省略して、
これよりただちに採決に入ります。
まず内閣委員提案にかかる修正案の採
決をいたします。本修正案に賛成の諸
君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○千葉委員 起立総員。よつて本修
正案は可決されました。

次に、本修正案の修正部分を除いた
原案について採決いたします。これに
賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○千葉委員 起立総員。よつて本案
は修正議決されました。

○千葉委員 次に、食糧管理特別会
計法の一部を改正する法律案を議題と
して、採決に入りたいと思ひますが、
本案につきましては、内閣委員より修正
案が提出されておりますので、この際
提案者より修正案の趣旨弁明を求めま
す。内閣委員明君。

食糧管理特別会計法の一部を改
正する法律案に対する修正案
食糧管理特別会計法の一部を改正
する法律案の一部を次のように修正
する。

附則の改正に関する部分の前に次
のように加える。

第四条ノ二中「二千二百億円」を
「二千四百億円」に改める。

○千葉委員 次にお諮りいたしま
す。目下通商産業委員会において審査
中の中小企業等協同組合法の一部を改
正する法律案について、通商産業委員
会に連合審査会開催の申入れをいたし
たいと存じますが、この点御異議ござ
いませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議なしと認めまし
て、さう決定いたします。

本日はこの程度にて散会いたしま
す。

午後四時二十一分散会

〔参照〕
特別減額国債法案(内閣提出)に關
する報告書
産業投資特別会計法案(内閣提出)に
關する報告書
国民金融公庫法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に關する報告書
昭和二十八年産米穀についての超過
供出奨励金等に対する所得税の臨時
特例に關する法律案(内閣委員明君外
二十四名提出)に關する報告書
関稅定率法等の一部を改正する等の
法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

○千葉委員 動議を提出いたします。
たいだいま議題となつております食糧管
理特別会計法の一部を改正する法律案
につきましては、討論、採決を次会に
延期されんことを望みます。

○千葉委員 たいだいまの浅香君の動
議のごとく決定するに御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議がないようであ
りますから、さう決定いたします。

○千葉委員 次にお諮りいたしま
す。

○千葉委員 次にお諮りいたしま
す。

昭和二十八年八月五日印刷

昭和二十八年八月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局